

○但馬広域行政事務組合手数料条例

平成28年2月22日

条例第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料を徴収する事務及びその額)

第2条 手数料を徴収する事務及びその額は、別表第1のとおりとする。

(手数料の徴収時期等)

第3条 手数料は、交付等の際、申請者から徴収する。

2 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

行政不服審査法手数料関係

手数料を徴収する事務	手数料の額
行政不服審査法第38条第1項の規定に基づく提出書類等の交付	白黒1面 10円
	カラー1面 20円
行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく主張書面等の交付	白黒1面 10円
	カラー1面 20円